

広島県廿日市市「宮島訪問税」の新設

広島県廿日市市から協議のあった法定外普通税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される廿日市市宮島訪問税の概要は以下のとおりです。

課税団体	広島県廿日市市
税目名	宮島訪問税（法定外普通税）
課税客体	船舶により宮島町の区域に訪問(※)をする行為 ※訪問とは、宮島町以外の区域（公有水面を除く。）から宮島町の区域（公有水面を除く。）に入域することをいう。
課税標準	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数
納税義務者	訪問者(※) ※訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。）又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。 （1）宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者 （2）宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等
税率	・訪問者が訪問をするごとに1人1回100円 ・1年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者1人1年ごとに500円
徴収方法	特別徴収、申告納付
収入見込額	（初年度）約2億円 （平年度）約3億円
非課税事項	・未就学児 ・学校に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人 ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳を交付されている障害者
徴税費用見込額	（導入前）約4.7億円、（初年度）約0.5億円、（平年度）約0.3億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

令和3年3月15日 廿日市市議会にて条例案可決

同年3月18日 総務大臣協議

同年7月21日 総務大臣同意

（令和5年度中を目途に新型コロナウイルス感染症の状況を考慮した上で条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 金谷係長、越
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659